

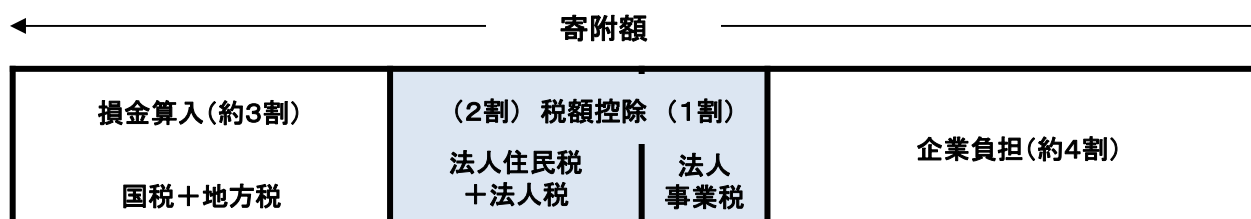
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

- 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与
 - ・ 地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
 - ・ 地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の1割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（3年間）を先駆タイプと同様に5年間まで認める。
- 基金への積立要件の緩和
 - ・ 複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。
 - ・ 基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。
- 寄附払込時期の弾力化
 - ・ 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
- 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化
 - ・ 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
- その他の運用改善
 - ・ 申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

※ 制度の拡充・延長については、平成32年度税制改正に向けて引き続き議論する。

【現行制度】



〔本税制の適用期限は
平成31年度まで〕

平成31年度税制改正（運用改善一覧）について

<p>1. 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与</p>	<p>①地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。 ②地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の1割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（3年間）を先駆タイプと同様に5年間まで認める。</p>
<p>2. 基金への積立要件の緩和</p>	<p>①複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。 ②基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。</p>
<p>3. 寄附払込時期の弾力化</p>	<p>寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。</p>
<p>4. 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化</p>	<p>記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。</p>
<p>5. 申請時における寄附企業確保の要件の廃止</p>	<p>申請時における寄附企業確保の要件について、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが「立っていることが望ましい」こととする。</p>
<p>6. 経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化</p>	<p>要件が過度に厳格に解釈されることがないように、一般的に経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例を明記する。</p>
<p>7. 地域再生計画の作成支援等</p>	<p>①チェックリストの作成、記載例の見直し等を行う。 ②特別の事情がある場合には、認定時期に関する個別相談を受け付ける。 ③既存の住民サービスとして行ってきた事業の取扱いを明記する。</p>

平成31年度税制改正（運用改善詳細）について

1. 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与

（Q & A : 2 - 1 0）

- 地方創生関係交付金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金）の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
- 地方創生推進交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（3年間）を先駆タイプと同様に5年間まで認める。

※企業からの寄附を200万円以上又は事業費の1割以上集めた事業を対象とする。

2. 基金への積立要件の緩和

（マニュアル：2 - 1 ⑤）

- 奨学金返還支援事業以外にも基金の利用が容易となるようにするとともに、複数の事業（地域再生計画に記載された事業に限る）の実施を目的とする基金の設置を可能とする。
- 事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。なお、以下の要件を満たす必要がある。
 - ・ 天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領すること。
 - ・ 地域再生計画の認定申請又は変更認定申請を行う際に、基金事業の執行計画を国へ提出すること。
 - ・ 寄附の受領を行った場合には、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を記載した報告書を国へ提出すること。

※各年度における基金への積立額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超えない基金事業については現行どおりとする。

平成31年度税制改正（運用改善詳細）について

3. 寄附払込時期の弾力化

（Q&A：5-1、8-1、マニュアル：2-1④-(3)）

- 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。 なお、以下の要件を満たす必要がある。
 - ・ 寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内で寄附を受領すること。
 - ・ 事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、最低限の執行が確実に見込まれる額や受領した寄附額等を記載した報告書を国へ提出すること。
 - ・ 事業費が確定した段階で地方公共団体から寄附企業に対して確定した事業費を記載した報告書を提出すること。

4. 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化

- 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
 - ・ 図表の挿入を不要とするなど、地域再生計画における記載事項を削減する。
 - ・ 簡素化後の記載例を周知する。
 - ・ これまでの認定実績の蓄積を踏まえ、事前相談は任意とする。
 - ・ チェックシートを作成し、原則としてチェックシートに沿った指摘のみを行う。
 - ・ 地域再生計画の内容に関する内閣府から地方公共団体への指摘は5開庁日以内とし、原則として最大2回で完了する。

平成31年度税制改正（運用改善詳細）について

5. 申請時における寄附企業確保の要件の廃止 (Q & A : 3 - 4)

- 申請時における寄附企業確保の要件について、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが「立っていることが望ましい」こととする。

6. 経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化 (Q & A : 6 - 2)

- 要件が過度に厳格に解釈されることがないように、一般的に経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例を以下のとおり明記する。
 - ・ 寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
 - ・ 地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
 - ・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
 - ・ 社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

7. 地域再生計画の作成支援等 (Q & A : 2 - 1、3 - 1、3 - 8、4 - 1、マニュアル : 2 - 1 ⑧)

- 地方公共団体が制度をより活用しやすくする観点から、以下の取組を行う。
 - ・ チェックリストの作成、記載例の見直し、事業分野別のKPIの明示、ホームページ上での検索性の向上等を実施する。
 - ・ 特別の事情がある場合には、認定時期に関する個別相談を受け付ける。
 - ・ 既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ることとする。